

学校運営連絡協議会設置要綱

第1 名称

この会の名称を「都立八王子盲学校学校運営連絡協議会」（以下「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第2 目的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意見が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 組織

1 学校運営連絡協議会の委員は、校長のほか、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、都教委が委嘱する保護者代表1名、同窓会代表1名、地域住民代表1名、学識経験者2名、視覚障害者施設代表1名、医療関係者1名、八王子市教育委員会代表1名、企業関係者1名、雇用促進団体代表1名の10名とする。

内部委員は、校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭5名（教務主任兼務、生活指導主任兼務、幼・小学部主任兼務、中学部主任兼務、高等部主任兼務）、進路指導主任の9名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案・実施・集計及び学校評価報告書原案を作成する。

第5 任期

委員の任期は、第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

第6 役員

1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員長1名及び事務局長1名。

2 会長は校長とする。

3 副会長、学校評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第7 会の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、6月、10月及び12月の3回開催する。

第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。

第9 事務局

都立八王子盲学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、教務主任をもって充てる。事務局委員は主幹教諭をもって充てる。

第10 その他

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。